

**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
（クリーンウッド法）の改正の概要
と
法施行に向けたサプライチェーンへの期待**

令和5年7月

林野庁木材利用課 有山隆史

1 改正クリーンウッド法の概要

2 法施行に向けたサプライチェーンへの期待

クリーンウッド法制定の経緯

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるほか、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- グレンイーグルスサミット（平成17年）などで**違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法が制定**。我が国も伊勢志摩サミット（平成28年）で発信すべく、法制定に向けて議論。
- **合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）**は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、**平成28年に**議員立法として**成立**（平成29年5月施行）。

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

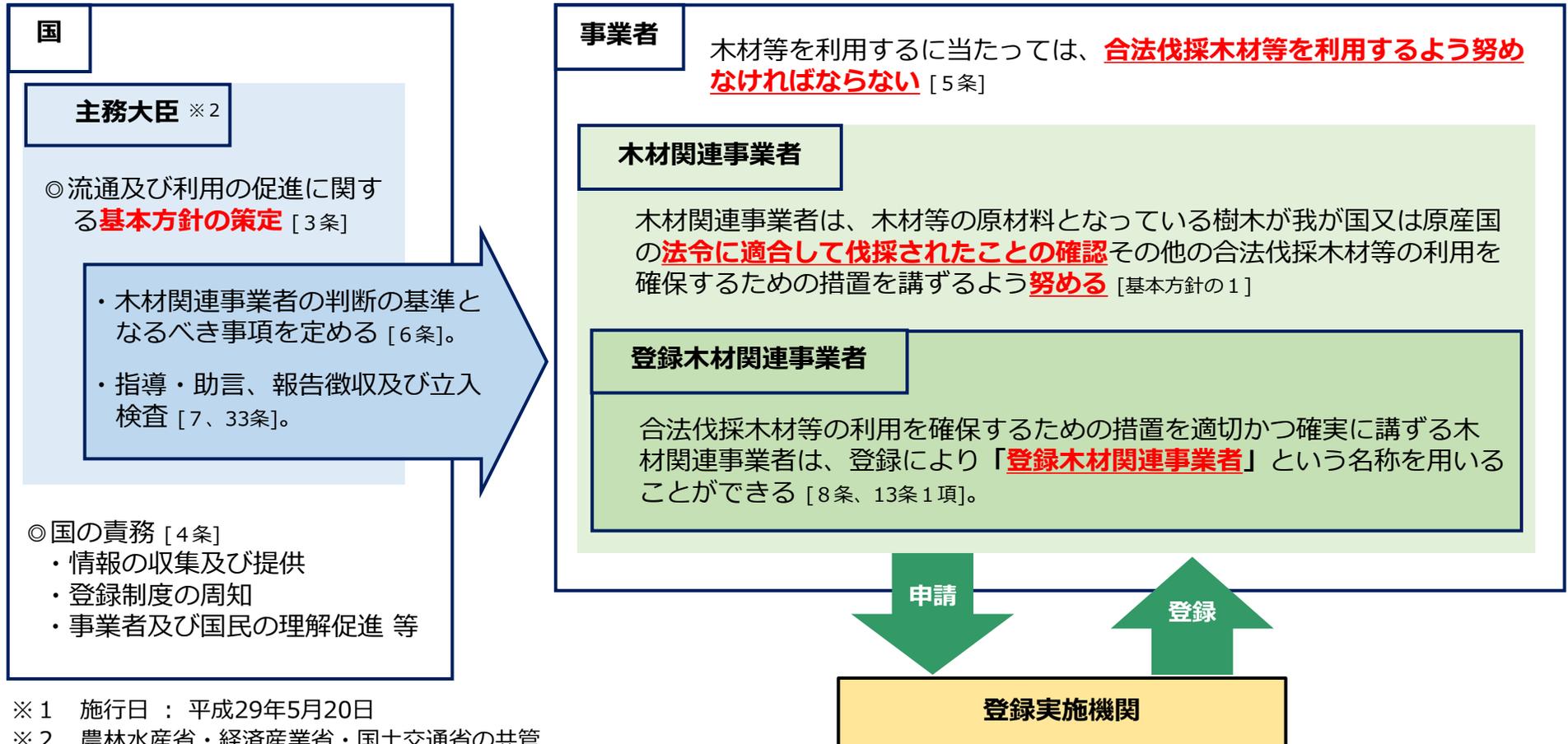
国内の動き

平成17（2005）年	グレンイーグルスサミット（英国）	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18（2006）年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20（2008）年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法（平成20年） (欧) EU木材規則（平成25年） (豪) 違法伐採禁止法（平成26年）
平成28（2016）年	クリーンウッド法成立 伊勢志摩サミット	首脳宣言で違法伐採の根絶への対応を明記

現行クリーンウッド法の概要

- **事業者**は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するように努めなければならない**旨を規定。
- **木材関連事業者が取り組むべき措置**として、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の**法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）**等を規定。
- 取り組むべき措置を**確実に講ずるもの**は、主務大臣が登録した登録実施機関による**登録を受けることができる**。
- 附則において、**施行後5年を目途**として、**施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる**ことを規定。

□ 現行クリーンウッド法※¹の基本的な仕組み



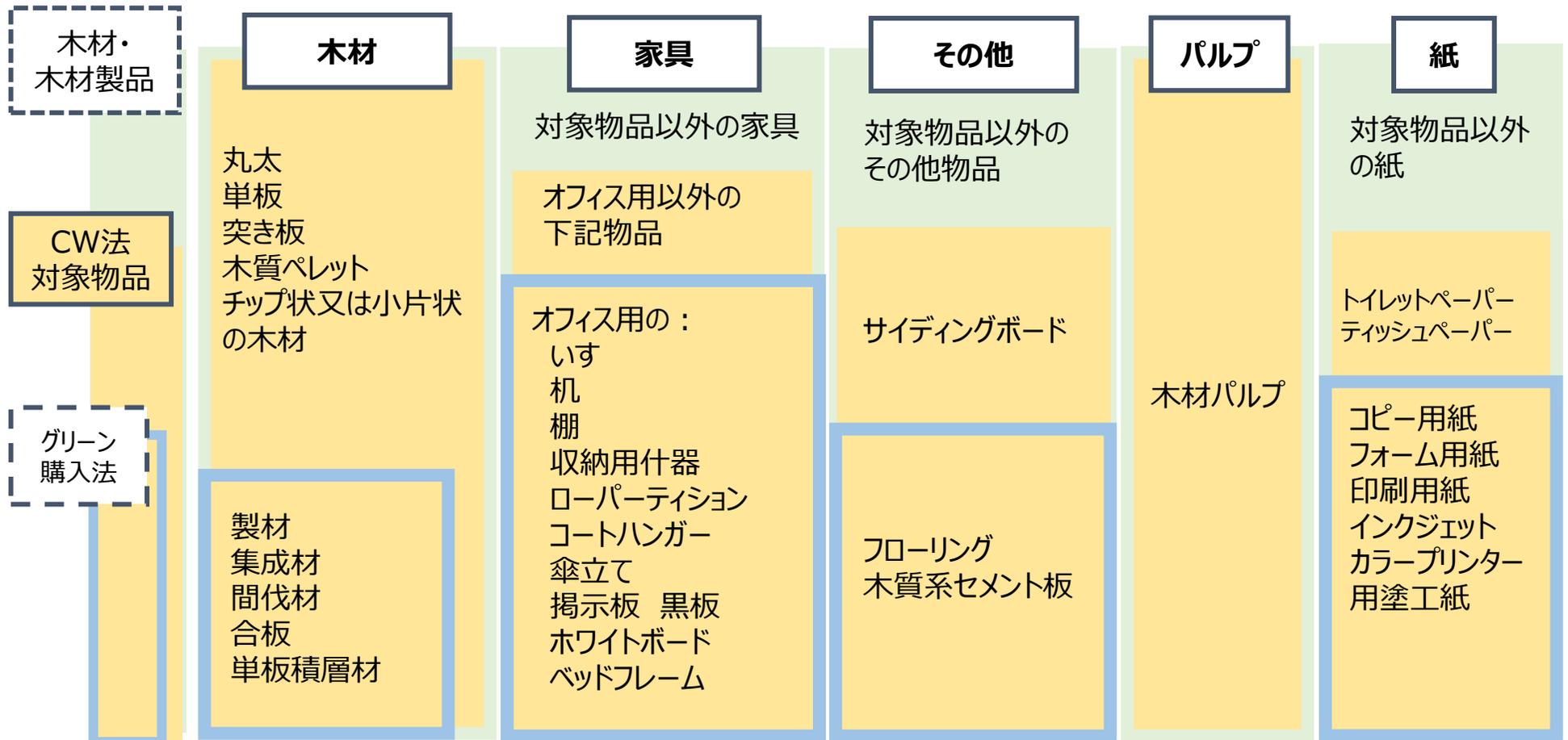
※1 施行日：平成29年5月20日

※2 農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

現行クリーンウッド法の対象物品

- 木材等：**木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品**（リユース、リサイクル品を除く）。

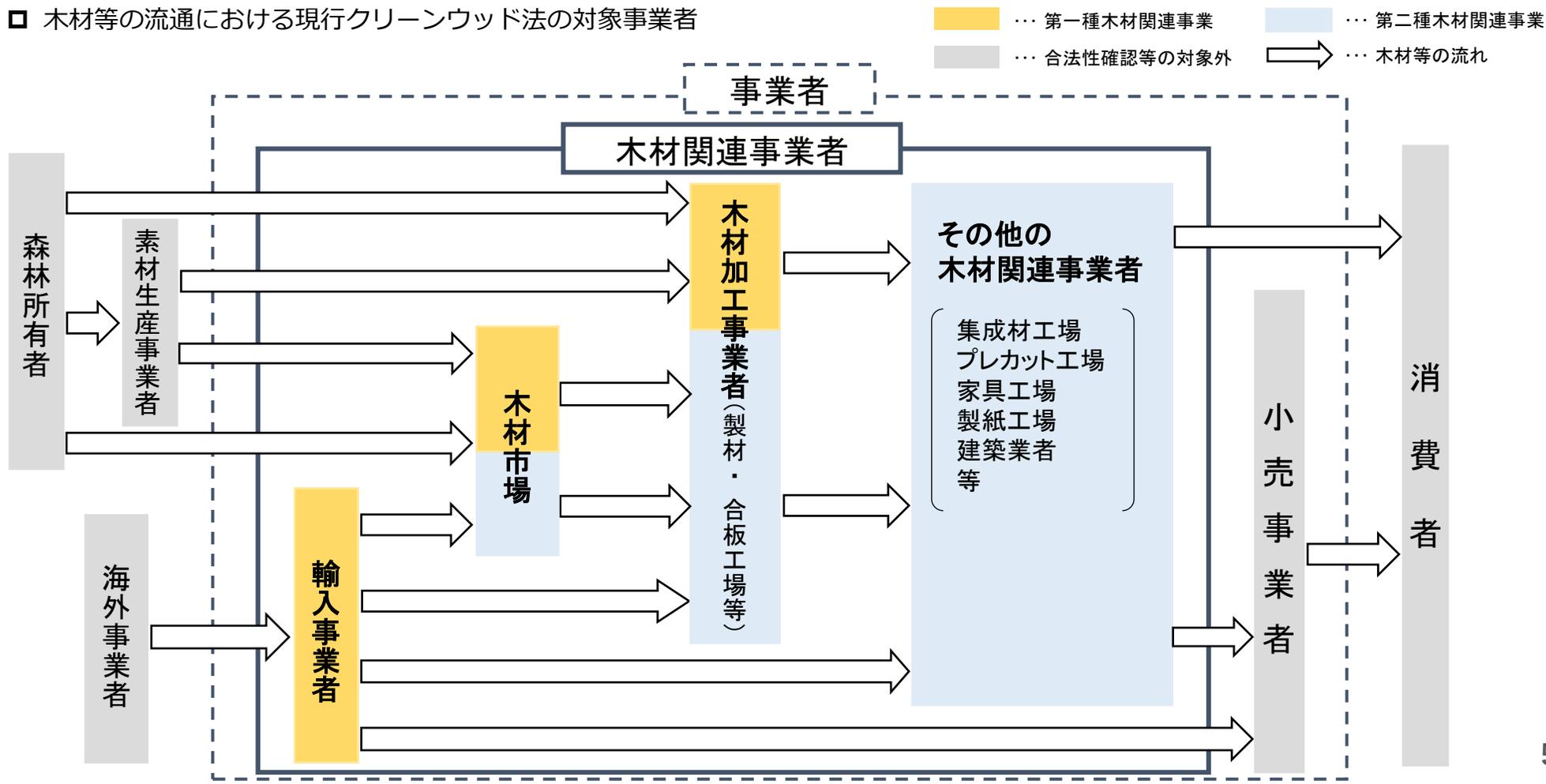
□ 現行クリーンウッド法の具体的な対象物品



現行クリーンウッド法の対象事業者

- 木材関連事業者：木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売（消費者に対する販売を除く。）、利用等の事業を行う者。
- **第一種木材関連事業**：**樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出・販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業。**
- 第二種木材関連事業：第一種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業。

□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者



現行クリーンウッド法の施行状況（制度の普及啓発等）

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、林野庁において、情報提供サイト「**クリーンウッド・ナビ**」を開設し、制度の概要や主要な木材輸出国等の木材の伐採に関する法令情報等を提供。
- 木材関連団体等の協力を得て、一般消費者を含めた普及啓発活動や、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等を実施。
- 令和3年に実施したアンケート調査によると、**第一種木材関連事業者は取り扱う木材等の約8割について合法性を確認できた**と回答。

林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



- クリーンウッド制度の解説、登録木材関連事業者に関する**登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A**、分かりやすい動画等の発信のほか、問合せ窓口を設置。
- 国別情報として、**35の国や地域**（令和4年12月現在）について、**木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例**等を掲載。
- 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。



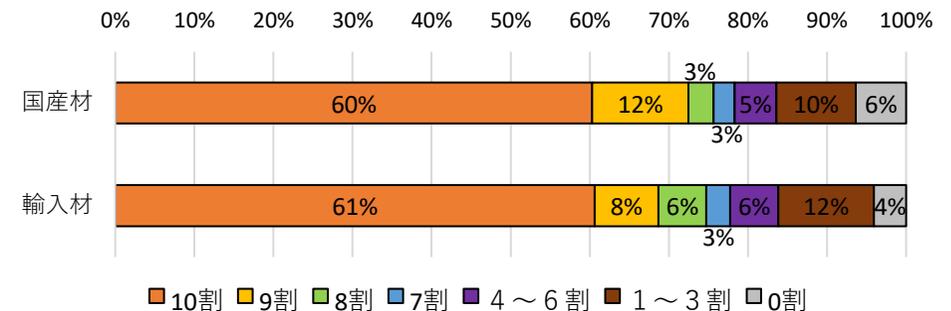
普及啓発活動等

合法伐採木材等の利用を促進するための国・登録実施機関・業界団体等からなる協議会（H29-R3：38回）、一般消費者も参加する展示会等（同58回）、木材関連事業者向けのセミナー（同347回）を開催。



（左）展示会における普及活動の様子（令和3年度、東京都）
（右）木材関連事業者向けのセミナーの様子（令和3年度、青森県）

合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者



出典：林野庁「クリーンウッド法定着実態調査（令和3年実施）」

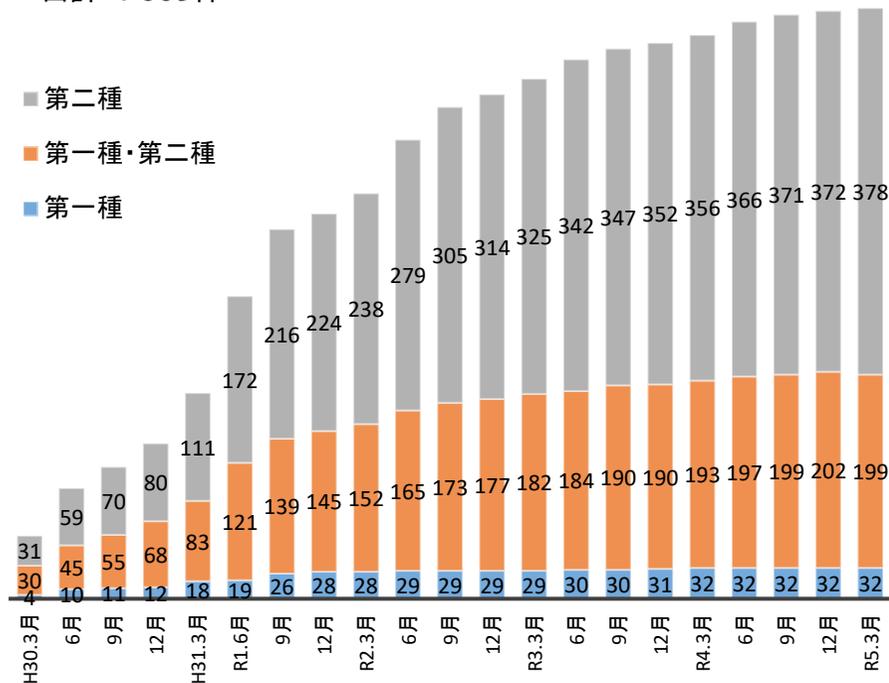
現行クリーンウッド法の施行状況（登録木材関連事業者の動向）

- 合法性の確認等の措置を確実に講ずる登録木材関連事業者の登録件数は、約600件（令和4年12月末現在）。
- **登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第一種で96%、第二種で92%について合法性が確認された木材**を取り扱っており（令和3年度）、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向。
- 登録木材関連事業者への優遇措置として、補助事業における加点等を措置。

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和5年3月31日現在】

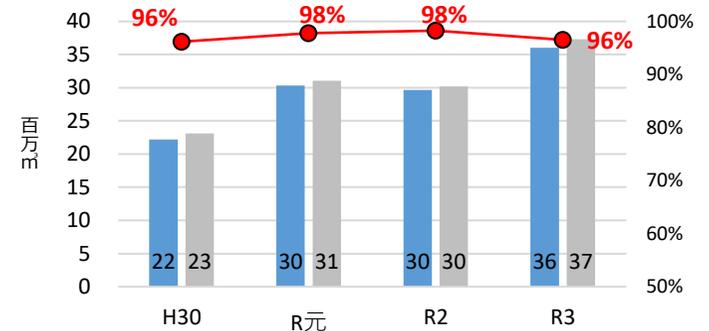
- 第一種のみ登録：32件
- 第一種・第二種の登録：199件
- 第二種のみ登録：378件
- 合計：609件



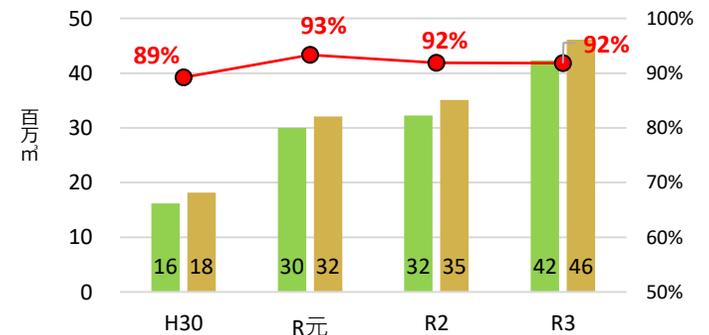
出典：林野庁業務資料

登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合

- 第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第一種登録木材関連事業者の木材の取扱量



- 第二種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第二種登録木材関連事業者の木材の取扱量



違法伐採対策に関する各国の動向

- 世界的には、G7 関連会合やAPEC林業担当大臣会合において深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、違法伐採も話題に。
- 各国においても、**違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動き**。**EU、豪州では**、市場における最初の出荷者等に対し、**違法伐採のリスクの確認等（デュー・デリジェンス）の義務**を課している。
- **我が国としても、より積極的に違法伐採対策を講ずる必要**。

□ 国際社会における違法伐採議論

- G7 農業大臣会合 コミュニケ（2022年5月）（抜粋）
 パラ25 恒常的な森林の喪失は、気候、生物多様性、土壌ひいては、食料安全保障や栄養を脅かす主たるものである。そのため、持続可能な方法で管理された森林において生産され、合法的に収穫された木材製品の消費促進にコミットする。
 （以下略）
 - 第5回 APEC林業担当大臣会合 議長声明（2022年8月）（抜粋）
6. 会合では、以下の重要な課題が取り上げられた。
- c) 各エコノミーにおける効果的な政策の確立と実施、APECエコノミー間での情報と優良事例の共有、合法的な木材の取引の促進により、違法伐採や関連の取引への対策のための協力関係を強化する。
 - d) 違法伐採対策、EGILAT やその他のイニシアティブへの共同参加を通じて合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進するため、国際機関や民間セクターを含む関係者との協力を更に強化する。

□ 各国の制度

EU	<ul style="list-style-type: none"> • EU市場における最初の木材の取扱者を対象 • 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） • デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
豪州	<ul style="list-style-type: none"> • 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 • 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） • デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり
米国	<ul style="list-style-type: none"> • 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象 • 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す • 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 木材輸入業者を対象 • 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止
中国	<ul style="list-style-type: none"> • 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中
NZ	<ul style="list-style-type: none"> • これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、令和3年9月から学識関係者や業界関係者等から成る検討会を開催。
- 木材関連団体やNGO等に対するヒアリング等を実施しつつ議論を重ね、令和4年4月に「中間とりまとめ」を整理。クリーンウッド法について一定の成果があったとした上で、課題や今後の方向性を指摘。

□ 検討会委員

青木 富三雄	(一般社団法人住宅生産団体連合会)
岡田 清隆	(日本木材輸入協会)
久保山 裕史	(国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所)
立花 敏 (座長)	(国立大学法人筑波大学)
塚本 愛子	(公益財団法人高知県のいち動物公園協会)
飛山 龍一	(全国森林組合連合会)
松田 俊一	(一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会)
森田 一行	(一般社団法人全国木材組合連合会)

□ 開催状況 (令和3年9月～令和5年1月)

【第1回】	令和3年9月29日	検討会メンバーからの話題提供 (1)
【第2回】	10月11日	検討会メンバーからの話題提供 (2)
【第3回】	10月25日	NGO等からのヒアリング (認定NPO法人 FoE Japan、(公財)世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)、(公財)地球環境戦略研究機関 (IGES)) 登録実施機関との意見交換概要報告
【第4回】	11月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング① ((一社)全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、国産材製材協会、日本集成材工業協同組合)
【第5回】	11月29日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング② (日本合板商業組合、(一社)全国建具組合連合会、(一社)日本建設業連合会、日本製紙連合会、(一社)日本型枠工事業協会、全国建設労働組合総連合)
【第6回】	12月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング③ ((一社)日本家具産業振興会、(一社)日本木材輸出振興協会) 素材生産事業者等への調査報告
【第7回】	令和4年1月13日	これまでの議論の振り返り
【第8回】	3月2日	とりまとめの議論
【第9回】	令和5年1月23日	中間とりまとめ等を踏まえた見直しの方向性について報告

□ 「中間とりまとめ」の概要

主な課題	実効性確保に向けた今後の方向性
①制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分	<p><制度への参加者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> 普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。 第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。 消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。
②流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要	<p><国内市場における木材流通の最初の段階での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。 輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。 国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。 <p><流通のその他の段階(川中・川下)での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。 川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。 <p><リスクを踏まえたメリハリのある対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。 国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。
③事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭	<p><合法性確認の手法の明確化></p> <ul style="list-style-type: none"> 木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。 <p><合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> 合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。 最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。
④業界団体やNGO等との連携が必要	<p><CW法の執行等の仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。 業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。
⑤木材関連事業者の負担への配慮が必要	<p><類似制度との整理></p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。 <p><デジタル技術の活用等></p> <ul style="list-style-type: none"> 木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化**が必要。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し**、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①**原材料情報の収集、合法性の確認**、②**記録の作成・保存**、③**情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し**、当該木材関連事業者からの求めに応じ、**伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

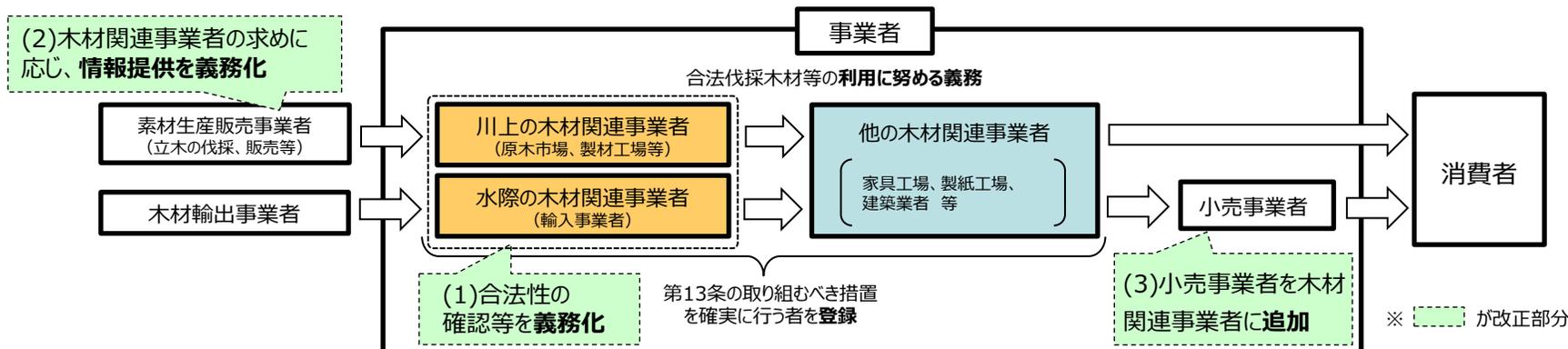
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加**し、登録を受けられるよう措置（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	…	R10年度	
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 (合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録))		改正法公布 (R5年5月8日)		施行(P)		3年後検証 合法性確認等の実施状況・合法伐採木材等の 流通等の状況を踏まえて検証	
	第二種 木材関連事業者 (合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録))					合法性確認等(デュー・デリジェンス)を義務化 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		
	素材生産事業者等 (制度の対象外)					小売事業者を追加 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		
運用の改善・強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等						第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等 (業界別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施				
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信						
供給拡大	国産材 (R元)【3,100万m3】 (R3)【3,400万m3】	国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)						(R7)【4,000万m3】
	輸入材等	諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ			生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITTOへの拠出)			
備考		G7サミット	G7農業大臣会合					

木材関連事業者の登録制度のご案内

登録制度とは？

- 合法性の確認等の措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を行います
- 登録木材関連事業者の登録件数は、約600件です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化
- 法律に位置づけられた事業者として社会的評価が向上
- 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者として信頼性が向上



(一社) 全国木材組合連合会作成

- 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・登録に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧



1 改正クリーンウッド法の概要

2 法施行に向けたサプライチェーンへの期待

森林・林業基本計画（R3.6.15閣議決定）の基本的な方針

- 森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、我が国の森林及び林業に関する施策の基本的な方針等を定めるものであり、おおむね5年毎に変更することとされている。
- 令和3年6月に閣議決定した森林・林業基本計画では、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えていることなどを背景に、森林を適正に管理しつつ、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、**社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現**を目指すこととしている。

森林資源の適正な管理・利用

- 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- 森林整備・治山対策による国土強靱化
- 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



「新しい林業」に向けた取組の展開

- イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- 林業従事者の所得と労働安全の向上
- 長期・持続的な林業経営体の育成



木材産業の国際＋地場競争力の強化

- JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



都市等における「第2の森林」づくり

- 都市・非住宅分野等への木材利用
- 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用



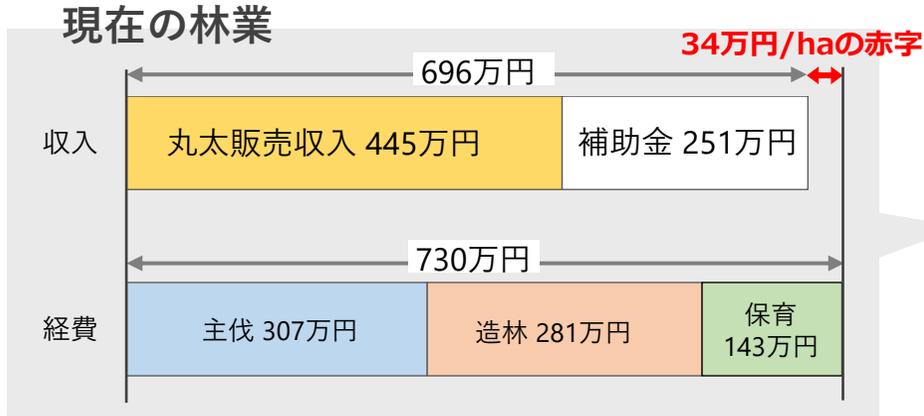
新たな山村価値の創造

- 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



「新しい林業」の展開

- 現在、我が国の林業は、厳しい自然条件下での人力作業が多く、軽労化・効率化が課題。また、このような背景から、木材（丸太）販売収入に対して、伐採から再造林・保育に係る経費が高くなっている。
- このため、森林の経営管理の集積・集約化、路網整備の推進に取り組むとともに、**新技術を活用した機械化・デジタル化や成長に優れたエリートツリー等の導入等により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする、「新しい林業」の実現を目指す。**



人力が基本の作業



植え付け

苗木の運搬、植え付け作業は人力が基本



下刈り

人力が基本で、夏季の炎天下で作業



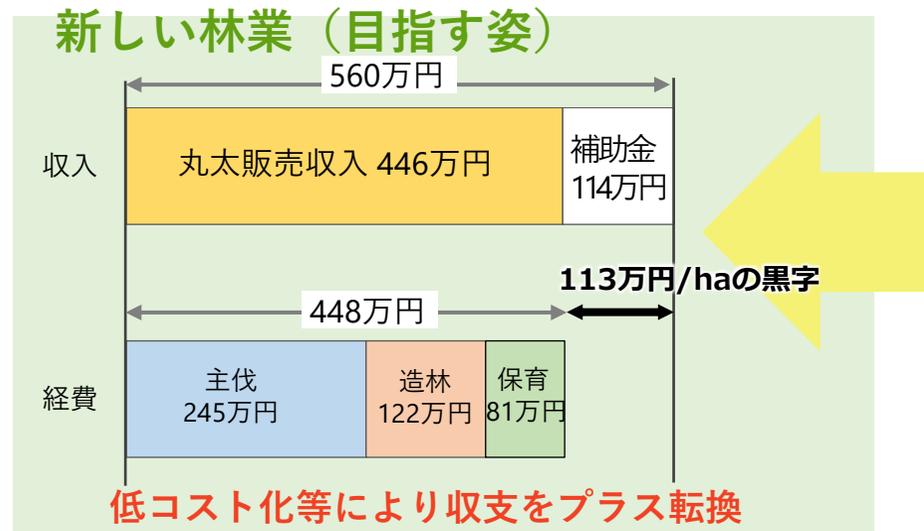
森林調査

立木を手作業で計測するため、多くの労力が必要



伐採作業

機械化が進む一方、チェーンソー伐倒、荷掛け作業は、人により実施



新技術の活用による低コスト化

林業機械の自動化・遠隔操作化



航空機



ドローン搭載型



地上設置型

レーザ計測による資源情報の把握

3次元デジタルデータ

解析

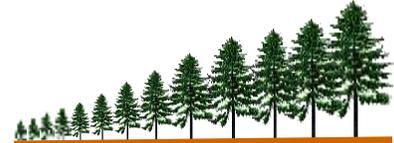
林相区分図

エリートツリー導入等による低コスト化（伐期短縮も可能に）

標準的な伐期（50年→30年）

下刈り回数の削減や伐期の短縮等が期待

低密度植栽で、植える手間とコストも縮減



従来品種

伐採・造林の一貫作業による作業の効率化



エリートツリー

資料：林野庁「林業経営と林業構造の展望②」（林政審議会（令和2年11月16日）資料3）をもとに作成。値は施業地1ha単位の試算。

「新しい林業」の実現に向けて

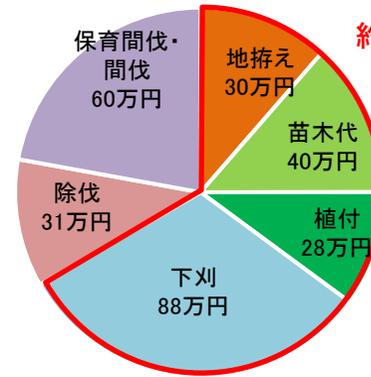
■ 「新しい林業」の実現に向けては、**再造林経費の縮減と立木価格の向上が必要**。

□ 主伐後の再造林の確保

立木価格の向上と造林コストの縮減により、再造林経費を捻出できるようにする必要。



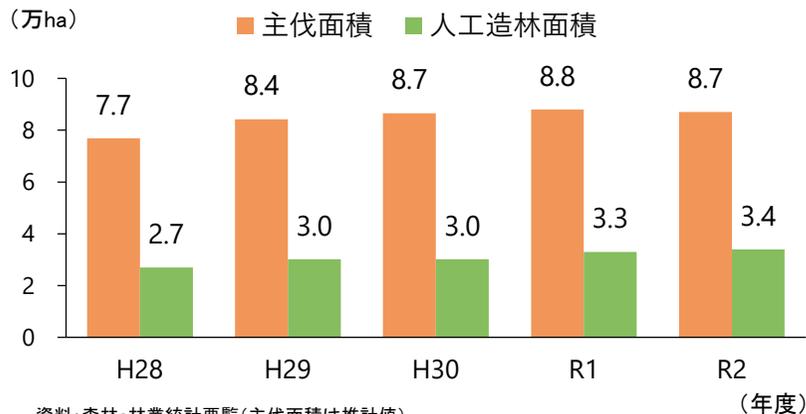
□ 再造林コスト



約7割が初期費用

注：R3標準単価より作成
スギ3000本/ha植栽、下刈5回、除伐2回、
保育間伐1回、搬出間伐(50~60m³/ha)1回
※シカ防護柵等の獣害対策費用を除く

□ 主伐と人工造林面積の推移



資料：森林・林業統計要覧(主伐面積は推計値)

□ 再造林を行わない理由

理由	回答
主伐の収入で主伐又は再造林費用を賄えないため	20
再造林しても将来の収入に不安があるため	17
森林経営に興味がないため	10
主伐後は天然更新による広葉樹林化を進めたいため	10
路網整備が進んでいないため	5
再造林後のシカ等による獣害を防げないため	5
主伐を行わず間伐を繰り返す予定であるため	5
再造林のための苗木を準備できないため	1
その他	2

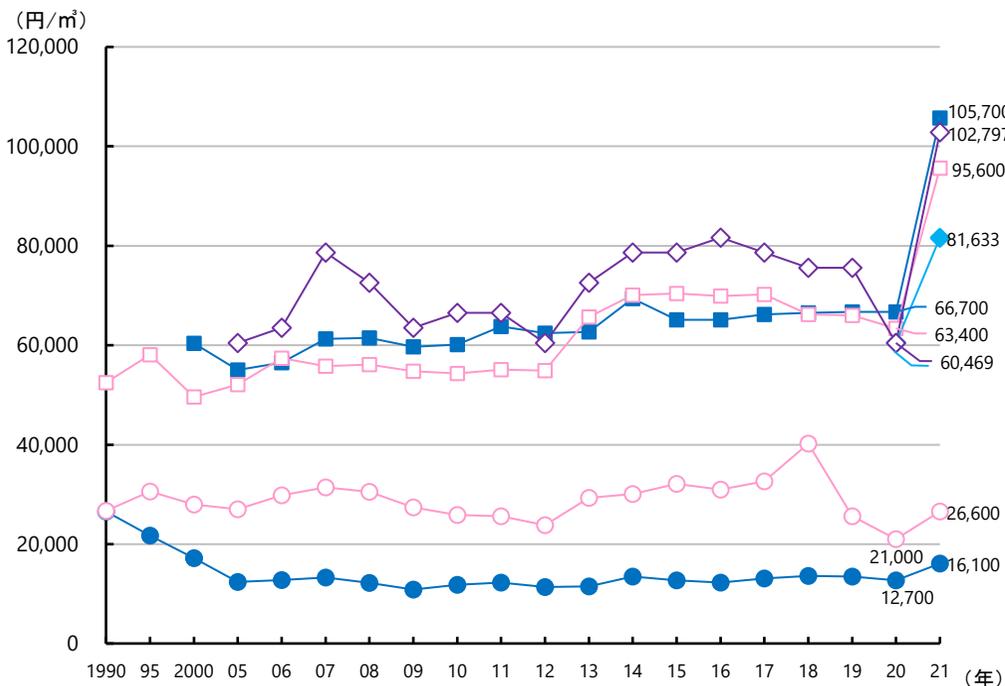
資料：令和2年度森林資源の循環利用に関する意識・意向調査(林業者)

注：山林を保有している663の林業者(経営体)に、「今後5年間に主伐を実施する予定及び主伐を予定する場合の更新予定」について質問。この中で、「主伐を行い、主伐後に再造林を行うつもりはない」と回答した42の林業者に対して、「再造林を行わない理由」を質問したもの(複数回答可)

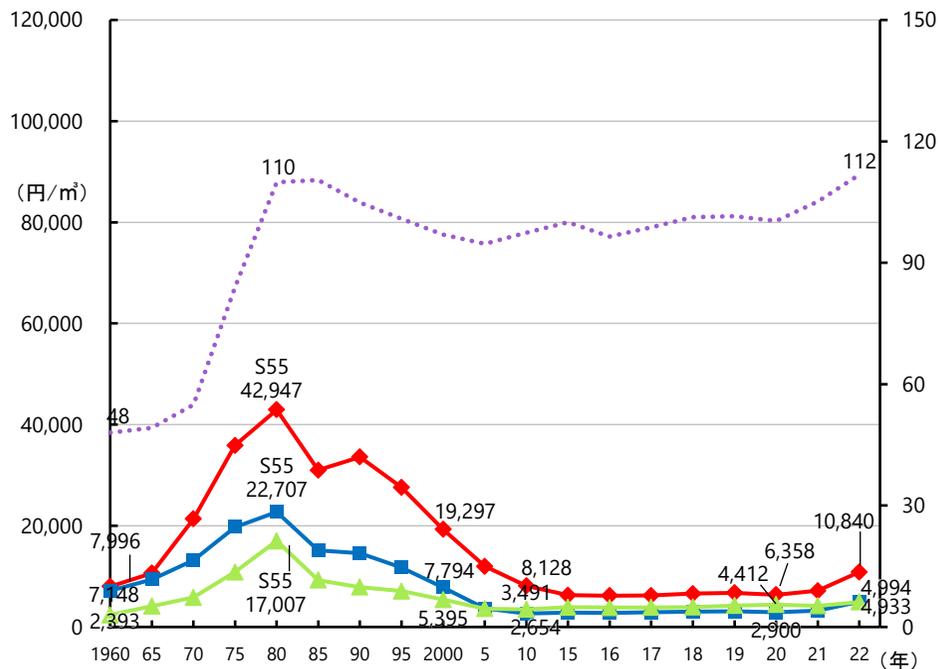
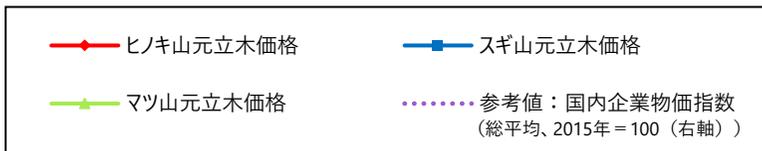
製品・丸太・立木の価格の状況

- 木材（製品・丸太）価格は近年横ばいで推移してきたが、2021年には世界的な木材需要の高まりや海上輸送運賃の上昇により輸入木材の価格が高まり、代替需要により国産材の価格も上昇（いわゆる「ウッドショック」）。
- 山元立木価格については、1980（昭和55）年をピークに減少後、横ばいで推移していたが、いわゆるウッドショックが顕在化し始めた2021（令和3）年から2022（令和4）年にかけて上昇。

□ 木材（製品・丸太）価格の推移

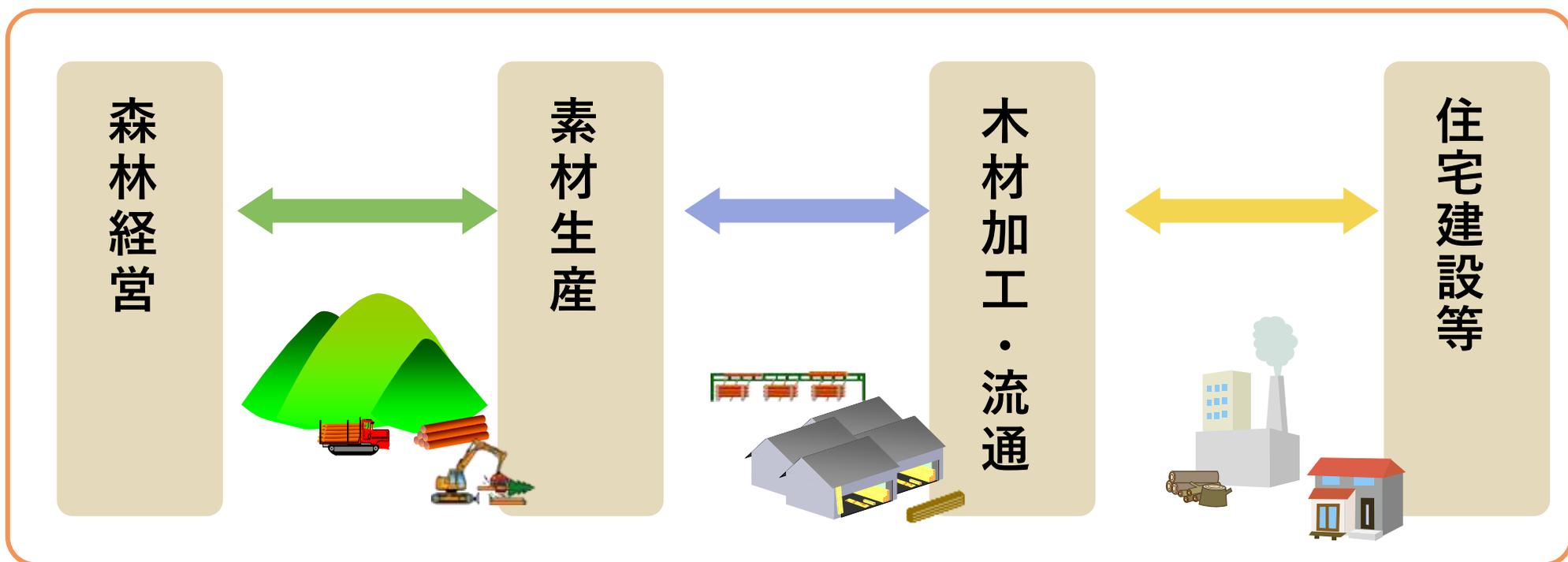


□ 山元立木価格の推移



※一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」
マツ山元立木価格は、北海道のマツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格。

適正な立木価格の形成 — サプライチェーンを通じた収益の確保



<キーワード>

価格交渉力 — 価格交渉力を持つ（供給ロットの取りまとめ、立木価格情報の透明化）

持続可能なサプライチェーン

— 持続性確保に向けた共通認識を有するサプライチェーンをつくる

- 令和4年6月に、林業・木材産業に関わる中央7団体が連名により、**国産材の安定供給体制の構築に向けた「共同行動宣言2022」を发出**。持続性が確保された立木価格水準を念頭に、生産者と需要者が各々のコストを適切に転嫁することを前提とした**生産・流通体制の構築**等に取り組むこととしている。

時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて
(共同行動宣言2022) (抜粋)

- 1 海外市場の影響を受けにくく、木材需要に的確に対応できる需給構造を実現するため、都市の木造化推進法に基づく国産材のシェア拡大対策の一層の推進に対する働きかけを行うとともに国産材の安定的かつ持続的な供給体制を可能とするための原木及び製品の増産及び主伐後の再造林の着実な実行に向けた体制の整備に取り組む。
- 2 持続的な森林経営と、国産材の安定供給との両立を図るため、森林所有者が経営意欲を持って林業生産活動に取り組める**持続性が確保された立木価格水準を念頭に、生産者と需要者が各々のコストを適切に転嫁することを前提とした生産・流通体制を築く**とともに、「伐ったら植える」ことが約束された**木材を消費者が選択し易くするための木材流通等における具体的な仕組み作り**に取り組む。
- 3 2050年カーボンニュートラル、国土強靱化、地方創生などの国家的課題への対応を背景に、国産材原木・製品供給者と需要者間における相互の信頼関係をもとにESG投資などの社会的な動きも活用しつつ、国産材の優先利用と持続性の確保された国産材の原木及び製品の利用を支える国民運動の形成など国をあげた取り組みの構築に向けた働きかけを行う。
- 4 以上のような行動を支えるため、国有林を含む国、地方公共団体、産業界からの理解の醸成及び支援体制の整備に努める。

< 林業・木材産業関係 中央7団体 >

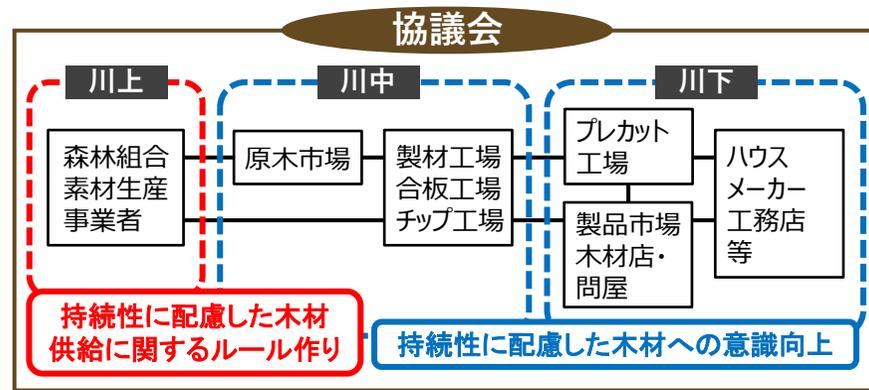
- ・一般社団法人日本林業協会
- ・一般社団法人全国木材組合連合会
- ・全国森林組合連合会
- ・一般社団法人日本林業経営者協会
- ・全国素材生産業協同組合連合会
- ・一般社団法人全日本木材市場連盟
- ・日本合板工業組合連合会

参考：林野庁における持続的な森林経営に向けた支援策

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策
建築用木材供給・利用強化対策のうち
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
【R5年度予算概算決定額420百万（R4年度376百万円）】

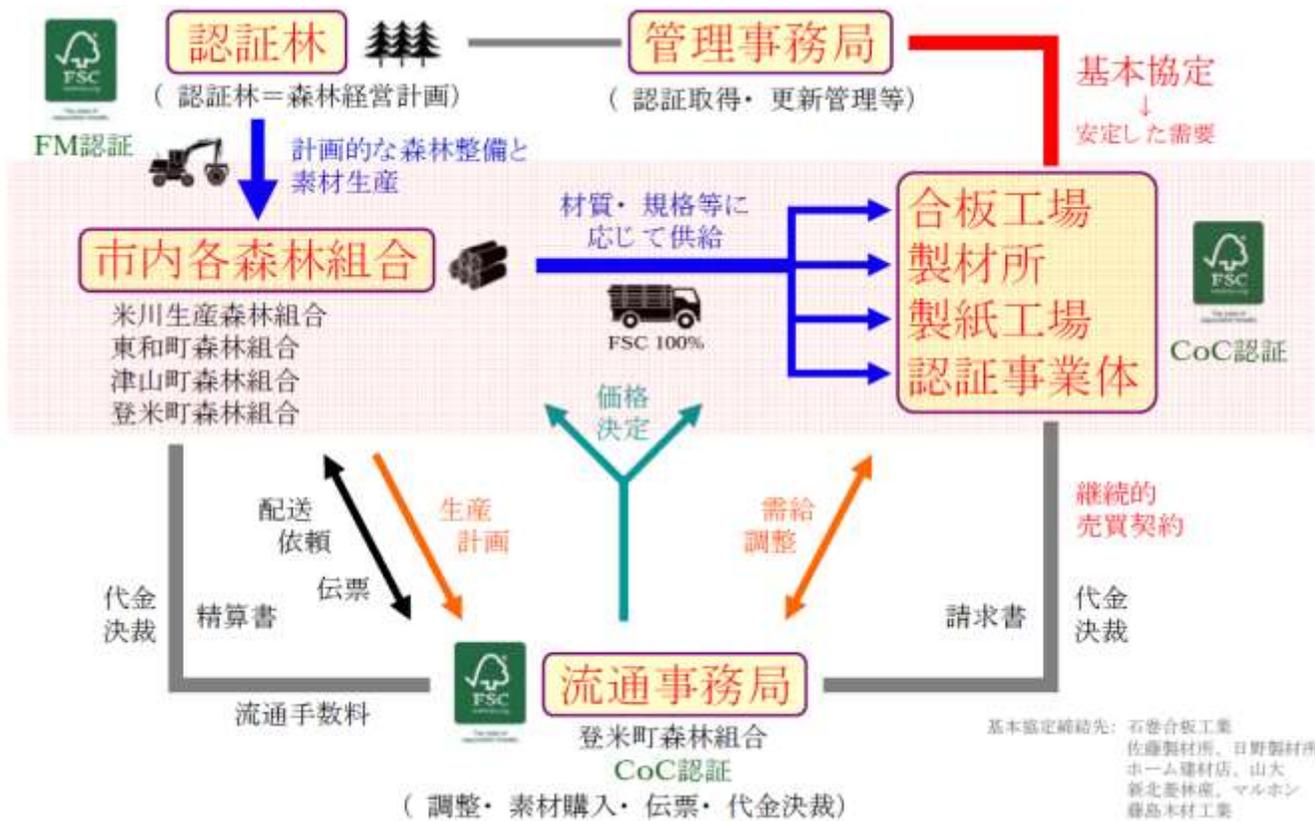


森林経営の持続性を担保しつつ行う、国産材の安定供給体制を構築するための、地域の川上から川下の事業者による協議会形式の木材生産・流通における安定需要の獲得に向けた課題解決の取組を支援。



登米市森林管理協議会（宮城県登米市）

- 持続的な森林経営が行われているFSC認証林の経営・管理のため、登米市・林業事業者（東和町森林組合、津山町森林組合、登米町森林組合、米川生産森林組合）、個人森林所有者で構成された「登米市森林管理協議会」を平成28年に設立。
- 同協議会において、登米市内の個人所有等のFSC認証林の管理・経営を担うとともに、全ての認証材の流通を一元的に管理。ICTを活用した施業履歴と木材流通情報を統合するシステムにより、効率的な木材流通とトレーサビリティの確保を図る。
- また、認証材を用いた製品開発や製品販売に必要となる認証材のコーディネートなどの取組により、認証材のサプライチェーンを構築するとともに、認証材の需要拡大・高付加価値化にも取り組み、山元への利益還元を図る。



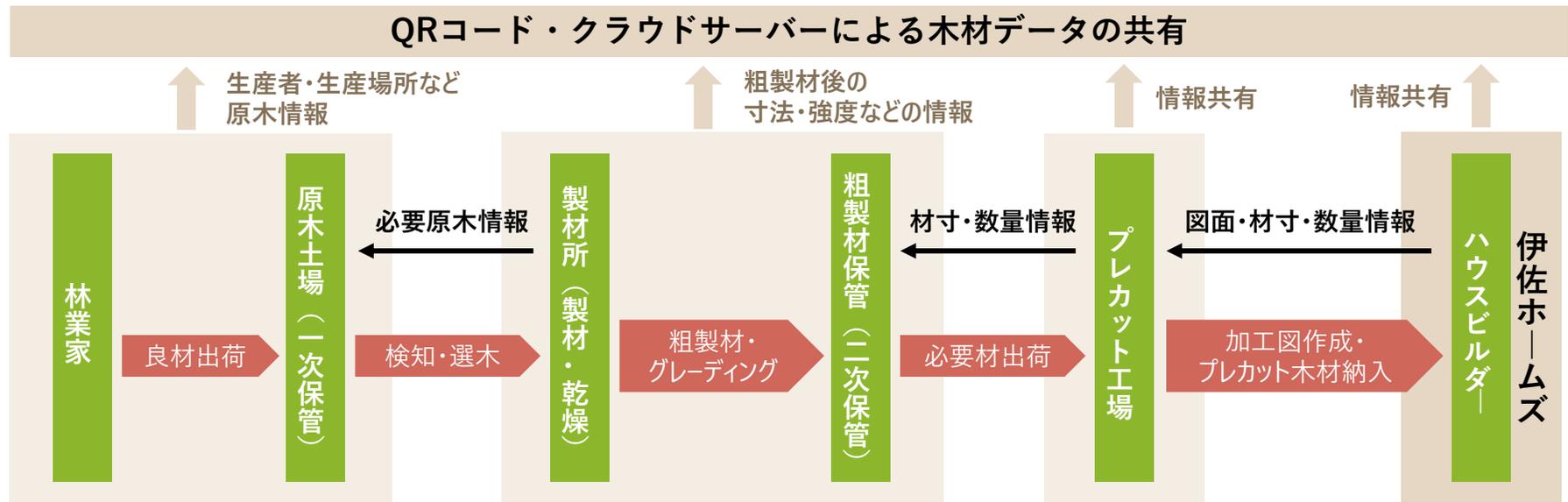
登米材パンフレット
-宮城・森林認証材使用建材-



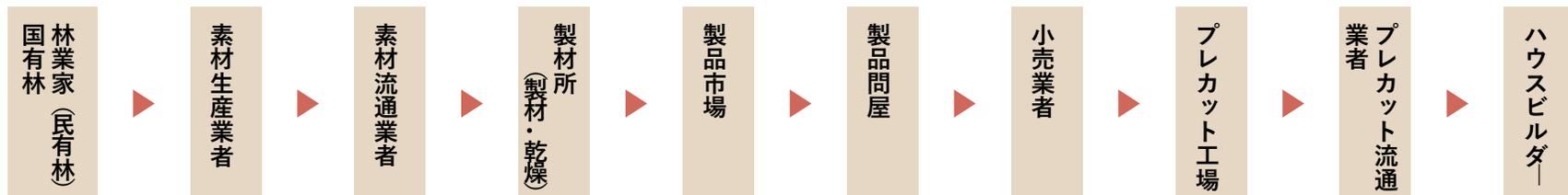
基本協定締結先: 石巻合板工業
佐藤製材所、日野製材所
ホーム建材店、山犬
新北登米林産、マルホン
緑島木材工業

伊佐ホームズ株式会社（東京都世田谷区）

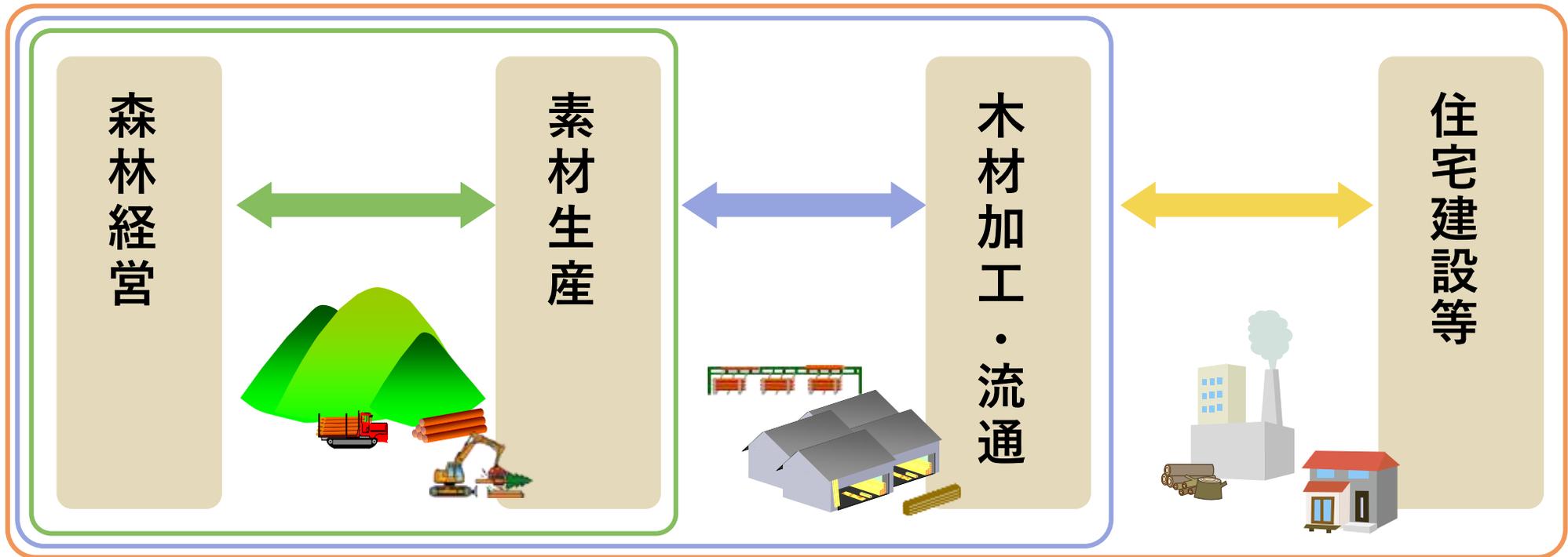
- 同社では、秩父の林業家、製材所、プレカット工場と連携し、木材の新しい流通とトレーサビリティのシステムを構築。
- 具体的には、森林パートナーズ(株)（同社と関係各社が共同で設立）が所有する情報システムを活用し、伐採から加工、流通の各段階の情報をQRコード（丸太の小口に貼付）で管理し、クラウドサーバーで共有。
- 需要情報に基づく立木の計画的な伐採、流通管理等により、適正価格での原木調達、合理的・透明性のあるコストの実現、生産者と加工過程が見えるトレーサビリティの確保等を目指す。



< 一般的な木材流通 >



※伊佐ホームズ(株)HPより。



<キーワード>

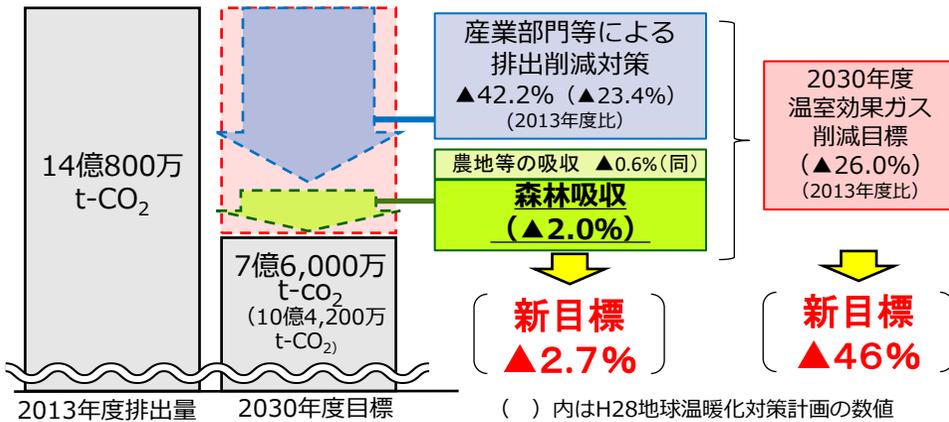
複合経営

— 利益が確保しやすい事業と森林経営を一体的に行う

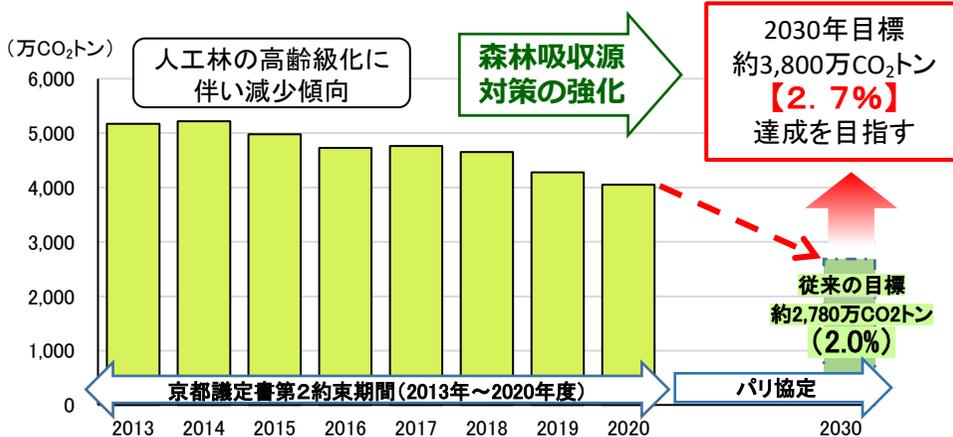
森林・林業・木材産業によるカーボンニュートラル・地球温暖化対策への貢献

- 気候変動対策における国際的な法的枠組みとして採択された「パリ協定」等を踏まえ、令和3年10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、**2030年度の森林吸収量の目標（約3,800万CO₂トン（2013年度総排出量比2.7%））**を新たに設定。
- 目標達成に向け、**間伐やエリートツリー等を活用した再造林等の森林整備、建築物等における木材利用の拡大等**に取り組み、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を推進。

□ 新たな温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標（2030年度）



□ 我が国の森林吸収量の推移



□ 森林吸収源対策の推進によるカーボンニュートラルへの貢献

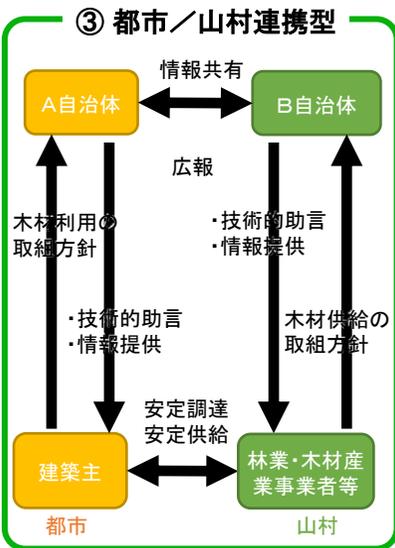
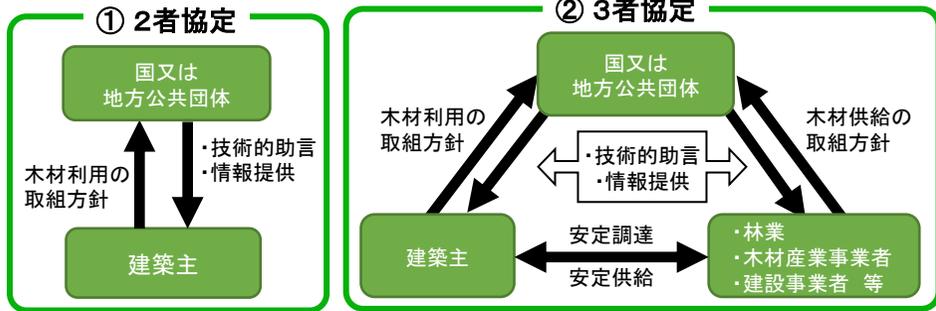


国産材の利用拡大に向けて — 新たな制度・国民運動の展開

- 建築物における木材利用を促進するため、「**脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**」（通称：**都市（まち）の木造化推進法**）に基づき、**建築主である事業者等と国又は地方公共団体とが協定を締結できる制度（建築物木材利用促進協定）を創設。**
- 経済・建築・木材供給関係団体等、**川上から川下までの関係者が広く参画する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（ウッド・チェンジ協議会）を令和3年9月に立ち上げ、課題解決のための検討を実施。**
- 木材利用促進に向けた機運を醸成するため、**国民運動として「木づかい運動」を展開。**

■ 建築物木材利用促進協定のイメージ

国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対し必要な支援を実施。



これまでに締結された協定

～国と事業者等との協定（R5年6月5日現在）～

- ①(一社)全国木材組合連合会×農林水産省
- ②全国建設労働組合総連合×農林水産省・国土交通省
- ③野村不動産HD(株)×ウイング(株)×農林水産省
- ④(株)アクト×農林水産省
- ⑤(一社)JBN・全国工務店協会×農林水産省・国土交通省
- ⑥(一社)日本造耐火建築協会×農林水産省・国土交通省
- ⑦(公社)日本建築士会連合会×国土交通省
- ⑧(株)竹中工務店×農林水産省
- ⑨(株)大林組×(株)内外テクノス×大林新屋不動産(株)×農林水産省・経済産業省・環境省
- ⑩日本マクドナルド(株)×農林水産省
- ⑪ナイスグループ×農林水産省
- ⑫(株)良品計画×(株)MUJI HOUSE×農林水産省
- ⑬日本木材防霉工業組合×農林水産省
- ⑭(一社)日本ウッドデザイン協会×農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省

この他、地方公共団体と事業者等との協定が66件（R5年4月30日現在）

(詳細はコチラ)



■ ウッド・チェンジ協議会の概要

- 木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的に設立。
- 課題ごとに5つの小グループを設置し、課題解決に向けた検討を実施。

構成員

小グループ

- ・会長: 隅修三(東京海上日動火災保険株) 相談役
- ・団体、企業、研究機関、関係省庁 計51(R5年6月5日現在)

- ・木材利用環境整備グループ
- ・情報発信グループ
- ・低層小規模建築物グループ
- ・中規模ビルグループ
- ・高層ビルグループ

普及資料
『中規模ビル
3階建て事務所の
木造化標準モデル』



■ 木材利用の意義の普及・啓発 — 「木づかい運動」の展開

- 『**木材利用促進月間**』(10月)を中心に「ウッド・チェンジ」を合い言葉に木材利用拡大につながる「木づかい運動」を展開
- **木材利用優良施設等コンクール**や**ウッドデザイン賞**など木材を利用した優良な施設、製品、取組等を対象とする表彰を支援。令和4年度からコンクールの上位賞に文部科学大臣賞を追加するとともに国産材利用の推進に貢献した企業に対する表彰を新設。また、ウッドデザイン賞の最優秀賞に経済産業省、国土交通省、環境省の各大臣賞を新設。
- 身近な木材利用やエシカル消費等を促進する情報発信や木育等の普及啓発を推進。



楽天サイト「WOOD CHANGE」(林野庁補助事業)

HULIC & New GINZA 8 [ウッドデザイン賞2022年国土交通大臣賞][令和4年度木材利用優良施設コンクール 環境大臣賞]

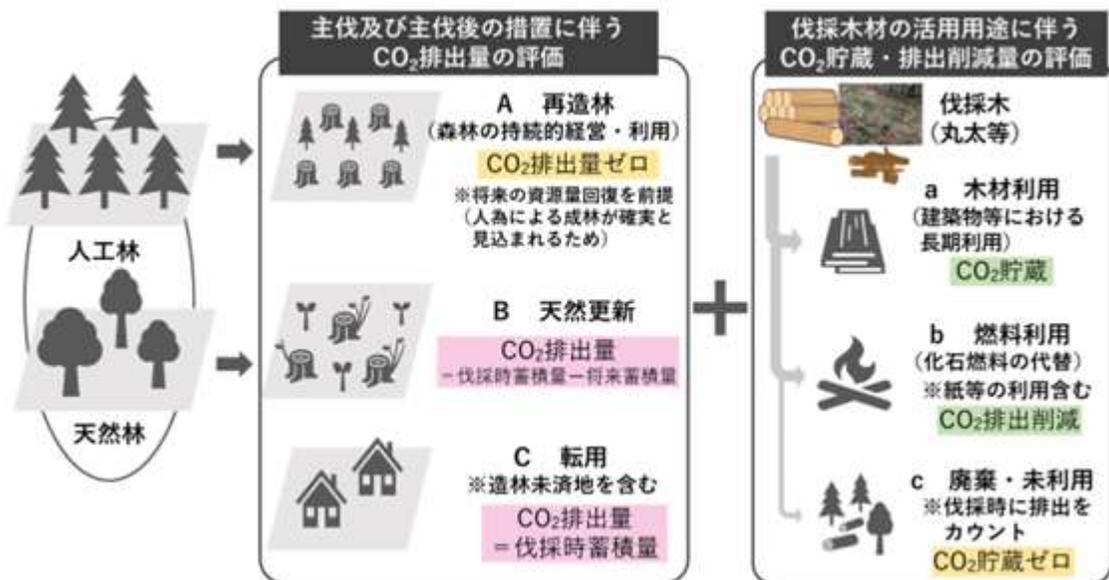
森林等への投資を巡る環境変化

- **世界的に**、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮する**ESG投資の流れが加速**。
- 米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。**国内では**、これまでほとんど事例はなかったが、**環境貢献への効果を追い風に、森林等への投資期待の高まり**。
- 農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立予定など、**森林等に対する投資環境整備が推進**。
- 令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「**カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ**」が示され、**その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示**。

□ 森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1)カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2)生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項

- ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施策の実施
- ・ **森林認証制度の取得状況等**
- ・ **クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い** など

② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項

- ・ 森林経営計画の作成
- ・ 造林の省力化・低コスト化
- ・ 労働安全衛生や労働環境改善
- ・ 地域貢献

など

SDGsをキーワードとしたサプライチェーンの連携

- 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）に貢献。
- 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がっている。森林の整備・保全や地域活性化にもつながっており、「SDGs」をキーワードとした持続可能なサプライチェーンを構築する好機。



注1: アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

注2: このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。



ウッド・チェンジ 木づかいが 森をよくする 暮らしを変える



林野庁HP「木材の利用の促進について」

関係法令や基本方針、協定制度、木材利用促進本部、木造建築物の事例、ウッド・チェンジ協議会、クリーンウッド法、炭素貯蔵量表示ガイドライン、普及啓発資料、イベント情報など幅広く掲載。

林野庁 木材の利用の促進について

検索

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>

